# 簡易専用水道の手引き



館山市

平成31年1月

#### I 簡易専用水道とは

簡易専用水道とは,次の要件に該当する飲用用の水道施設です。

"飲用用"とは、飲用、炊事用、浴用、その他人の生活に利用することです。そのため、消火 用や庭の散水用など、飲用に利用しない場合は対象外となります。

#### ≪要件≫

- ・上水道を水源とする
- ・受水槽の有効容量が10㎡超

### Ⅱ 届出や維持管理等について

#### 1 市(環境課)への届出

簡易専用水道施設を適切に把握するため、届出書のご提出をお願いいたします。

- ○簡 易 専 用 水 道 設 置 届・・・簡易専用水道を設置したとき
- ○簡易専用水道設置者変更届・・・設置者に変更があったとき

(法人代表者の変更は除きます)

○簡 易 専 用 水 道 廃 止 届・・・水道施設を撤去したとき

#### 2 維持管理

(1) 水槽の清掃(規則第55条第1号)

年に1回は、水槽を清掃し、錆や水垢等を落としてください。

(2) 設備の点検と汚染の防止 (規則第55条第2号)

水槽の亀裂や防虫網の破損などがないかを点検し、有害物や汚水などによる水の汚染を防止 し、問題があれば速やかに補修・改善をしてください。

(3) 水の点検(規則第55条第3号)

日常的に外観検査をし、異常があった場合は、設備の確認や水質検査を行い、原因の究明と 改善をしてください。

#### [外観検査の方法]

透明のガラスコップに水を入れ,透かして見て,色や濁りがないか,臭いをかいでみて塩素臭以外の異臭がないか,また飲んでみて異味がないか,などを調べます。

#### (4) 塩素濃度の保持

塩素消毒の効果は、貯留や配水の間に薄れてしまうことがあります。どこの給水栓からでもきちんと消毒された水を給水できるように、末端の給水栓から出る水の遊離残留塩素が0.1 mg/0以上(結合残留塩素の場合は0.4 mg/0以上)であるかを随時確認してください。

#### (5) 記録と保存

水道施設の構造図や系統図等をきちんと保管し、緊急時にはすぐに確認できるようにしてください。

また、清掃や点検、修繕等の書類や記録も数年間(おおよそ3年以上)は保管してください。

#### (6) 消防用設備と共用の場合

清掃等の際の水抜きにより、消防用設備としての機能が低下するおそれがあります。不測の 事態に対処するためにも、必ず地元の消防機関へ連絡をとっておいてください。

#### 3 建築物衛生法について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)に該当する建物については、 建築物衛生法による管理をしてください。

そのため、次の「Ⅲ 管理状況検査」についても、書類検査だけにすることができます。

## Ⅲ 管理状況検査(法第34条の2第2項)

1年に1回,簡易専用水道検査機関による受水槽や水質,書類の検査を受けなければなりません。

この検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼をしなければなりません。厚生労働省のホームページに名簿がありますので、そちらをご確認ください。

厚生労働省ホームページ 「検査機関」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html

#### 1 検査の内容

検査の主な内容は「V 管理に係る検査事項」を参照してください。

「Ⅱ-2 維持管理」と併せて、点検等の目安にしてください。

#### 2 検査結果について

検査の結果、不適合があった場合には、検査員の助言を参考に改善をしてください。

なお, 受検状況や検査結果を適切に把握するため, 結果を市(環境課) に報告いただきますようご協力をお願いいたします。

この報告は、検査機関に代行させることもできます。

#### 3 報告の徴収と立入検査(法第39条第3項)

特に衛生上の問題があると報告を受けた場合には,管理状況などの報告や立入調査をさせてい ただく場合があります。

また,必要に応じ,水道施設や水質,帳簿書類等の検査をさせていただくこともありますので,

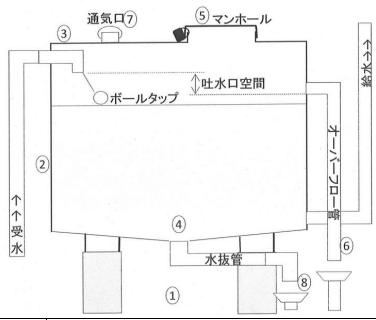
その際はご協力をお願いいたします。

# Ⅳ 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、すみやかに次のような措置をとってください。

- 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市及び水道事業体へ連絡し指導に従うこと。
- 給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用して飲料水を確保すること。 直結栓がないときは、水道事業体へ相談し応急給水を依頼すること。
- 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について市の指導に従うこと。

# V 管理に係る検査事項



検査事項		判定基準
水槽の状態	①水槽の周囲	・点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること ・清潔であり、ゴミ、汚物等が置かれていないこと ・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと
	②水槽本体	・亀裂や漏水している箇所がないこと ・パネルの結合部や通気管、水位電極部、各管の接合部に隙間がない こと
	③水槽上部	<ul><li>・水たまりや落ち葉などがたい積していないこと</li><li>・他の設備機器等が置かれていないこと</li></ul>
	④水槽内部	・汚泥やさび等のたい積物,汚れ,塗装の剥離等の異常がないこと ・外壁の塗装の剥離や劣化により,光が差し込んでいない ・異常な浮遊物質がないこと
	⑤水槽の	・密閉され、埃等が入らないようになっていること
	マンホール (蓋)	・関係者以外,容易に開閉できないもの
	⑥水槽の	・防虫網の劣化がなく,虫等が侵入できないようになっていること
	オーバーフロー管	・排水管と直接連結しておらず、逆流の防止に十分な距離であること
	⑦水槽の通気管	・防虫網の劣化がなく,虫等が侵入できないようになっていること
	⑧水槽の水抜管	・排水管と直接連結しておらず、逆流の防止に十分な距離であること
給水管等の状態		<ul><li>・他の配管設備と直接連結されていないこと</li><li>・汚染の恐れのある設備の中を貫通していないこと</li></ul>
水質	臭気	異常が認められないこと
	味	異常が認められないこと
	色	異常が認められないこと
	色度	5度以下
	濁度	2度以下
	残留塩素	検出されること
		次の書類が適切に整理,保存されていること
書類の整理,		・設備の配置、系統を明らかにした図面
保存の状況		・受水槽周囲の構造物配置を明らかにした平面図
		・水槽の掃除,点検,水質検査の記録等